

議 第 50 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

別表第1中74の項を77の項とし、62の項から73の項までを3項ずつ繰り下げ、同表61の項事務の欄中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する特例」に改め、同項名称の欄中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の特例許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「同一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表64の項とし、同表60の項事務の欄中「同一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る」に改め、同項名称の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表63の項とし、同表59の項事務の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する」に改め、同項

名称の欄中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「同一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等をするものに限る」に改め、同項を同表62の項とし、同表58の項金額の欄第1号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項を同表61の項とし、同表中57の項を60の項とし、同表56の項金額の欄第1号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同項を同表59の項とし、同表中55の項を58の項とし、36の項から54の項までを3項ずつ繰り下げ、35の項を37の項とし、同項の次に次のように加える。

38	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	160,000円
----	-----------------------------------	------------------------	----------

別表第1中34の項を36の項とし、31の項から33の項までを2項ずつ繰り下げ、同表30の項事務の欄中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表32の項とし、同表中29の項を31の項とし、28の項を30の項とし、27の項を29の項とし、同表26の項事務の欄中「第53条第5項」の次に「(第4号に係る部分を除く。)」を加え、同項を同表27の項とし、同項の次に次のように加える。

28	法第53条第5項(第4号に係る部分に限る。)の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	160,000円
----	--	---	----------

別表第1中25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、同表23の項の次に次のように加える。

24	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	27,000円
----	---	-------------------	---------

別表第3の1の項事務の欄中「宅地造成等規制法（以下この表において「法」という。）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等」に改め、同項名称の欄中「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成等に関する工事の許可申請手数料」に改め、同表2の項事務の欄中「第12条第1項の規定に基づく宅地造成」を「第16条第1項の規定に基づく宅地造成等」に改め、同項名称の欄中「宅地造成工事計画変更許可申請手数料」を「宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料」に改め、同項金額の欄第1号中「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成区域」を「宅地造成等区域」に改め、同欄第2号中「宅地造成区域」を「宅地造成等区域」に改める。

別表第8の1の項金額の欄第1号中「36,000円」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

- ア 誘導性能基準により評価する方法 36,000円
- イ 誘導仕様基準により評価する方法 19,000円

別表第8の1の項金額の欄第2号アを次のように改める。

- ア 住宅部分（人の居住の用に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (ア) 誘導性能基準により評価する方法 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - a 申請住戸数が1戸のもの 36,000円
    - b 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 72,000円
    - c 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 100,000円
    - d 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 141,000円
    - e 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 202,000円
    - f 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 288,000円

- g 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 391,000円
- h 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 513,000円
- i 申請住戸数が301戸以上のもの 603,000円

(イ) 誘導仕様基準により評価する方法 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 申請住戸数が1戸のもの 19,000円
- b 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 35,000円
- c 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 50,000円
- d 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 72,000円
- e 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 108,000円
- f 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 163,000円
- g 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 232,000円
- h 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 299,000円
- i 申請住戸数が301戸以上のもの 340,000円

別表第8の1の項金額の欄第3号及び同表2の項金額の欄第3号を削り、同表備考中第5項を第6項とし、同表備考第4項中「(建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び次項において同じ。)」を削り、同項を同表備考第5項とし、同表備考中第3項を削り、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 2 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第10の4の項金額の欄第1号ア(ア)中「又は共同住宅等の住戸」を削り、同号イを次のように改める。

イ 適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものの写しが添付されない場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 誘導性能基準により評価する方法 次の a 又は b に掲げる審査の対象と

なる住宅の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める額

a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額

(a) 200平方メートル未満 31,000円

(b) 200平方メートル以上 34,000円

b 共同住宅等の全体 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額

(a) 300平方メートル未満 61,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 174,000円

(d) 5,000平方メートル以上 249,000円

(イ) 誘導仕様基準により評価する方法 次の a 又は b に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める額

a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額

(a) 200平方メートル未満 16,000円

(b) 200平方メートル以上 17,000円

b 共同住宅等の全体 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額

(a) 300平方メートル未満 29,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 51,000円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000円

(d) 5,000平方メートル以上 138,000円

別表第10の6の項金額の欄第1号ア中「(共同住宅等の住戸に係る額を除く。)」を削り、同表備考第3項中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表備考第23項中「同省令」を「同令」に改め、同項を同表備考第24項とし、同

表備考中第22項を第23項とし、第19項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、同表備考第18項中「同省令第12条第2項」を「同令第14条第2項」に、「イ(イ)」を「イ(ア) b」に改め、同項を同表備考第19項とし、同表備考中第17項を第18項とし、同表備考第16項中「(建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び第19項において同じ。)」を削り、同項を同表備考第17項とし、同表備考中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を削り、同表備考第11項中「モデル住宅法」の次に「及びフロア入力法」を加え、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項を同表備考第13項とし、同表備考中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、同表備考第7項の次に次の2項を加える。

8 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

9 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の改正規定 令和5年4月1日

(2) 第2条第3号の改正規定及び別表第3の改正規定 令和5年5月26日

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制に関する許可の申請に係る手数料については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、同項の経過措置期間中は、なお従前の例による。

#### (提出理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、新たな手数料の追加等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

改正後（案）				現行			
<p>第1条 【略】 （手数料を徴収する事務等）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係の手数料 別表第1</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）関係の手数料 別表第3</p> <p>(4)～(7) 【略】</p> <p>(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係の手数料 別表第8</p> <p>(9) 【略】</p> <p>(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係の手数料 別表第10</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>別表第1（第2条第1号関係）</p>				<p>第1条 【略】 （手数料を徴収する事務等）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の金額等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係の手数料 別表第1</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）関係の手数料 別表第3</p> <p>(4)～(7) 【略】</p> <p>(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係の手数料 別表第8</p> <p>(9) 【略】</p> <p>(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係の手数料 別表第10</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>別表第1（第2条第1号関係）</p>			
項	事務	名称	金額	項	事務	名称	金額
1 ～ 22	【略】			1 ～ 22	【略】		
23	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円	23	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	160,000円
24	<u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</u>	<u>建築物の容積率の特例認定申請手数料</u>	<u>27,000円</u>		<u>【新設】</u>		
25	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円	24	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
26	【略】	【略】	【略】				
27	法第53条第5項（ <u>第4号に係る</u> ）前面道路の境界線から		33,000円	25	【略】	【略】	【略】

	る部分を除く。)の規定に 基づく建築物の建蔽率に 関する特例の許可の申請に 対する審査	後退して壁面線の指定 がある場合等における 建築物の建蔽率の特例 許可申請手数料			33,000円
28	法第53条第5項(第4号に係 る部分に限る。)の規定に 基づく建築物の建蔽率に 関する特例の許可の申請に 対する審査	建築物のエネルギー消 費性能の向上のため必 要な外壁に関する工事 等を行う建築物の建蔽 率の特例許可申請手 数料	160,000円		
29	法第53条第6項第3号の規定 に基づく建築物の建蔽率に 関する制限の適用除外に係 る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関す る制限の適用除外に係 る許可申請手数料	(改正案)25の項の金額と同額に設定。	33,000円	
30 ・ 31	【略】	【略】	【略】		
32	法第55条第3項又は第4項 各号の規定に基づく建築物 の高さの許可の申請に対す る審査	建築物の高さの許可申 請手数料	160,000円		
33 ～ 36	【略】				
37	法第57条の4第1項の規定に 基づく建築物の高さの最高 限度の制限の適用除外に係 る許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内 の建築物の高さの最高 限度の制限の適用除外 に係る許可申請手数料	160,000円		
38	法第58条第2項の規定に基 づく建築物の高さの許可の 申請に対する審査	高度地区における建築 物の高さの許可申請手 数料	160,000円		
39	法第59条第1項第3号の規定 に基づく建築物の容積率、 建蔽率、建築面積又は壁面 の位置に関する特例の許可 の申請に対する審査	高度利用地区における 建築物の容積率、建蔽 率、建築面積又は壁面 の位置の特例許可申請 手数料	160,000円		
40 ～	【略】	【略】	【略】		
26	法第53条第5項 の規定に 基づく建築物の建蔽率に 関する特例の許可の申請に 対する審査	前面道路の境界線から 後退して壁面線の指定 がある場合等における 建築物の建蔽率の特例 許可申請手数料			33,000円
	【新設】				
27	法第53条第6項第3号の規定 に基づく建築物の建蔽率に 関する制限の適用除外に係 る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関す る制限の適用除外に係 る許可申請手数料		33,000円	
28 ・ 29	【略】	【略】			【略】
30	法第55条第3項各号 の規定に基づく建築物 の高さの許可の申請に対す る審査	建築物の高さの許可申 請手数料	160,000円		
31 ～ 34	【略】				
35	法第57条の4第1項の規定に 基づく建築物の高さの最高 限度の制限の適用除外に係 る許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内 の建築物の高さの最高 限度の制限の適用除外 に係る許可申請手数料	160,000円		
	【新設】				
36	法第59条第1項第3号の規定 に基づく建築物の容積率、 建蔽率、建築面積又は壁面	高度利用地区における 建築物の容積率、建蔽 率、建築面積又は壁面		160,000円	

58			
59	法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物（ <u>建築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
60	【略】	【略】	【略】
61	法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>建築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 220,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
62	法第86条の2第1項の規定に基づく <u>公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する</u> 認定の申請に対する審査	<u>公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請手数料</u>	(1) 建築物（ <u>新築又は増築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
63	法第86条の2第2項の規定に基づく <u>公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	(1) 建築物（ <u>新築又は増築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 220,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
64	法第86条の2第3項の規定に基づく <u>公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の特例許可申請手数料</u>	(1) 建築物（ <u>新築又は増築等をするものに限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 220,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
65	【略】		
66	【略】		
67	【略】		
68	【略】		
69	【略】		
70	【略】		
71	【略】		
72	【略】		
73	【略】		
74	【略】		
75	【略】		
76	【略】		
77	【略】		

備考 【略】

別表第2 【略】

別表第3（第2条第3号関係）

項	事務	名称	金額
---	----	----	----

	の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	の位置の特例許可申請手数料	
37	【略】	【略】	【略】
38	【略】	【略】	【略】
39	【略】	【略】	【略】
40	【略】	【略】	【略】
41	【略】	【略】	【略】
42	【略】	【略】	【略】
43	【略】	【略】	【略】
44	【略】	【略】	【略】
45	【略】	【略】	【略】
46	【略】	【略】	【略】
47	【略】	【略】	【略】
48	【略】	【略】	【略】
49	【略】	【略】	【略】
50	【略】	【略】	【略】
51	【略】	【略】	【略】
52	【略】	【略】	【略】
53	【略】	【略】	【略】
54	【略】	【略】	【略】
55	【略】	【略】	【略】
56	法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
57	【略】	【略】	【略】
58	法第86条第4項の規定に基づく複数建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 220,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
59	法第86条の2第1項の規定に基づく <u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の</u> 認定の申請に対する審査	<u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料</u>	(1) 建築物（ <u>同一敷地内認定建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 78,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
60	法第86条の2第2項の規定に基づく <u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	<u>同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	(1) 建築物（ <u>同一敷地内認定建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 220,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
61	法第86条の2第3項の規定に基づく <u>同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の</u> 許可の申請に対する審査	<u>同一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可申請手数料</u>	(1) 建築物（ <u>同一敷地内許可建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1である場合 220,000円 (2) 建築物の数が2以上である場合 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
62	【略】		
63	【略】		
64	【略】		
65	【略】		
66	【略】		
67	【略】		
68	【略】		
69	【略】		
70	【略】		
71	【略】		
72	【略】		
73	【略】		
74	【略】		
75	【略】		
76	【略】		
77	【略】		

備考 【略】

別表第2 【略】

別表第3（第2条第3号関係）

項	事務	名称	金額
---	----	----	----

<p>1 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく宅地造成等</u>に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p><u>宅地造成等に関する工事の許可申請手数料</u></p>	<p>次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 67,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 110,000円</p> <p>(7) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 170,000円</p> <p>(8) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 250,000円</p> <p>(9) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 340,000円</p> <p>(10) 100,000平方メートルを超えるもの 420,000円</p>	<p>1 <u>宅地造成等規制法（以下この表において「法」という。）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成</u>に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p><u>宅地造成工事許可申請手数料</u></p>	<p>次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>(5) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 67,000円</p> <p>(6) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 110,000円</p> <p>(7) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 170,000円</p> <p>(8) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 250,000円</p> <p>(9) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 340,000円</p> <p>(10) 100,000平方メートルを超えるもの 420,000円</p>
<p>2 <u>法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等</u>に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p><u>宅地造成等に関する工事の変更許可申請手数料</u></p>	<p>次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が420,000円を超えるときは、その手数料の金額は、420,000円とする。</p> <p>(1) <u>宅地造成等</u>に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、<u>宅地造成等区域</u>の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の<u>宅地造成等区域</u>の面積、<u>宅地造成等区域</u>の縮小を伴う場合にあつては縮小後の<u>宅地造成等区域</u>の面積）に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(2) 新たな土地の<u>宅地造成等区域</u>への編入については、新たに編入される<u>宅地造成等区域</u>の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) その他の変更については、4,000円</p>	<p>2 <u>法第12条第1項の規定に基づく宅地造成</u>に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p><u>宅地造成工事計画変更許可申請手数料</u></p>	<p>次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が420,000円を超えるときは、その手数料の金額は、420,000円とする。</p> <p>(1) <u>宅地造成</u>に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、<u>宅地造成区域</u>の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の<u>宅地造成区域</u>の面積、<u>宅地造成区域</u>の縮小を伴う場合にあつては縮小後の<u>宅地造成区域</u>の面積）に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(2) 新たな土地の<u>宅地造成区域</u>への編入については、新たに編入される<u>宅地造成区域</u>の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) その他の変更については、4,000円</p>

別表第4～7 【略】

別表第8（第2条第8号関係）

項	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この項及び次項において「申請」という。）に対する審査（次項に該当する場合	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額
			(1) 一戸建ての住宅に係る申請 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u>
			<u>ア 誘導性能基準により評価する方法 36,000円</u>
			<u>イ 誘導仕様基準により評価する方法 19,000円</u>
			(2) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請（次号に該

別表第4～7 【略】

別表第8（第2条第8号関係）

項	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この項及び次項において「申請」という。）に対する審査（次項に該当する場合	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額
			(1) 一戸建ての住宅に係る申請 <u>36,000円</u>
			<u>【新設】</u>

合を除く。)

当するものを除く。) 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 住宅部分(人の居住の用に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 誘導性能基準により評価する方法 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 申請住戸数が1戸のもの 36,000円

b 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 72,000円

c 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 100,000円

d 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 141,000円

e 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 202,000円

f 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 288,000円

g 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 391,000円

h 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 513,000円

i 申請住戸数が301戸以上のもの 603,000円

(7) 誘導仕様基準により評価する方法 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 申請住戸数が1戸のもの 19,000円

b 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 35,000円

c 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 50,000円

d 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 72,000円

e 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 108,000円

f 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 163,000円

g 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 232,000円

h 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 283,000円

合を除く。)

(2) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 住宅部分(人の居住の用に供する部分をいう。以下この項及び次項において同じ。) 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 申請住戸数が1戸のもの 36,000円

(7) 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 72,000円

(7) 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 100,000円

(7) 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 141,000円

(7) 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 202,000円

(7) 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 288,000円

(7) 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 391,000円

(7) 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 513,000円

(7) 申請住戸数が301戸以上のもの 603,000円

99,000円

i 申請住戸数が301戸以上のもの 340,000円

イ 共用部分(住宅部分を使用する者の共用に供する部分)をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は工場等(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の部分 次に掲げる共用部分又は工場等の部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(共用部分及び工場等の部分を有する建築物にあつては、当該金額を合計した金額)

(ア) 300平方メートル以内のもの 113,000円

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 143,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 185,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 288,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 371,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 443,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 515,000円

ウ 非住宅部分(住宅部分、共用部分及び工場等の部分以外の部分)をいう。以下この項及び次項において同じ。) 次に掲げる非住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル以内のもの 249,000円

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 310,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 396,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 562,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 690,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 814,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 927,000円

削る

イ 共用部分(住宅部分を使用する者の共用に供する部分)をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は工場等(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)の部分 次に掲げる共用部分又は工場等の部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(共用部分及び工場等の部分を有する建築物にあつては、当該金額を合計した金額)

(ア) 300平方メートル以内のもの 113,000円

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 143,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 185,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 288,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 371,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 443,000円

(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 515,000円

ウ 非住宅部分(住宅部分、共用部分及び工場等の部分以外の部分)をいう。以下この項及び次項において同じ。) 次に掲げる非住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 300平方メートル以内のもの 249,000円

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 310,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 396,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 562,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 690,000円

				<p>(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 814,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 927,000円</p> <p><u>(3) 一戸建ての住宅以外の建築物のうち住宅部分を有するものの当該住宅部分のみに係る申請 前号ア(ア)から(カ)までに掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(カ)までに定める金額</u></p>
<p>2 申請に対する審査(適合証、適合証、設計住宅性能設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合に限る。)</p>	<p>適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 6,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 申請住戸数が1戸のもの 6,000円</p> <p>(イ) 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 12,000円</p> <p>(ウ) 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 20,000円</p> <p>(エ) 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 34,000円</p> <p>(オ) 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 56,000円</p> <p>(カ) 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 100,000円</p> <p>(キ) 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 159,000円</p> <p>(ク) 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 200,000円</p> <p>(ケ) 申請住戸数が301戸以上のもの 214,000円</p> <p>イ 共用部分又は工場等の部分 次に掲げる共用部分又は工場等の部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(共用部分及び工場等の部分を有する建築物にあっては、当該金額を合計した金額)</p> <p>(ア) 300平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 100,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 159,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル</p>	<p>2 申請に対する審査(適合証、適合証、設計住宅性能設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合に限る。)</p>	<p>適合証、設計住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付された場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p> <p>次の各号に掲げる建築物に係る申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 6,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 申請住戸数が1戸のもの 6,000円</p> <p>(イ) 申請住戸数が2戸から5戸までのもの 12,000円</p> <p>(ウ) 申請住戸数が6戸から10戸までのもの 20,000円</p> <p>(エ) 申請住戸数が11戸から25戸までのもの 34,000円</p> <p>(オ) 申請住戸数が26戸から50戸までのもの 56,000円</p> <p>(カ) 申請住戸数が51戸から100戸までのもの 100,000円</p> <p>(キ) 申請住戸数が101戸から200戸までのもの 159,000円</p> <p>(ク) 申請住戸数が201戸から300戸までのもの 200,000円</p> <p>(ケ) 申請住戸数が301戸以上のもの 214,000円</p> <p>イ 共用部分又は工場等の部分 次に掲げる共用部分又は工場等の部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(共用部分及び工場等の部分を有する建築物にあっては、当該金額を合計した金額)</p> <p>(ア) 300平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 100,000円</p>

		以内のもの 200,000円 (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 250,000円 ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 300平方メートル以内のもの 12,000円 (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 21,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 34,000円 (エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 100,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 159,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 200,000円 (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 250,000円 <u>削る</u>
3	【略】	【略】
4	【略】	【略】

備考

- 1 誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 2 誘導仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 3 適合証とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。
- 4 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。  
【削る】
- 5 1の項又は2の項において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関

		(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 159,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 200,000円 (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 250,000円 ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 300平方メートル以内のもの 12,000円 (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 21,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 34,000円 (エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 100,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 159,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 200,000円 (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 250,000円 <u>(3) 一戸建ての住宅以外の建築物のうち住宅部分を有するものの当該住宅部分のみに係る申請 前号ア(ア)から(カ)までに掲げる申請住戸数の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(カ)までに定める金額</u>
3	【略】	【略】
4	【略】	【略】

備考

- 【新設】
- 【新設】
- 1 適合証とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。
- 2 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- 3 1の項金額の欄第2号イ又は2の項金額の欄第2号イの規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち共用部分を計算しない評価方法によって申請された場合における当該共用部分については適用しない。
- 4 1の項又は2の項において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により建築基準関



a 一戸建ての住宅次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額

(a) 200平方メートル未満 31,000円

(b) 200平方メートル以上 34,000円

b 共同住宅等の全体 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額

(a) 300平方メートル未満 61,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 174,000円

(d) 5,000平方メートル以上 249,000円

(イ) 誘導仕様基準により評価する方法 次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額

a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額

(a) 200平方メートル未満 16,000円

(b) 200平方メートル以上 17,000円

b 共同住宅等の全体 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額

(a) 300平方メートル未満 29,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 51,000円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000円

(d) 5,000平方メートル以上 138,000円

(2) 住宅部分以外の部分 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 適合証又はこれに相当すると認められるものが添付される場合 次の(ア)から(キ)までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 10,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満

a 200平方メートル未満 31,000円

b 200平方メートル以上 34,000円

(イ) 共同住宅等の全体 次のaからdまでに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 61,000円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 174,000円

d 5,000平方メートル以上 249,000円

		<p>26,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 78,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 123,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 155,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 194,000円</p> <p>イ 適合証又はこれに相当すると認められるものが添付されない場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) モデル建物法 次の a から g までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ a から g までに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 77,000円</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 100,000円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 129,000円</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 209,000円</p> <p>e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 273,000円</p> <p>f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 328,000円</p> <p>g 25,000平方メートル以上 385,000円</p> <p>(イ) 標準入力法等 次の a から g までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ a から g までに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 201,000円</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 256,000円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 325,000円</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 464,000円</p> <p>e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 572,000円</p> <p>f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 676,000円</p> <p>g 25,000平方メートル以上 771,000円</p>			<p>(2) 住宅部分以外の部分 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 適合証又はこれに相当すると認められるものが添付される場合 次の(ア)から(キ)までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 10,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 17,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 26,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 78,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 123,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 155,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 194,000円</p> <p>イ 適合証又はこれに相当すると認められるものが添付されない場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) モデル建物法 次の a から g までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ a から g までに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 77,000円</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 100,000円</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 129,000円</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 209,000円</p> <p>e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 273,000円</p> <p>f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 328,000円</p> <p>g 25,000平方メートル以上 385,000円</p> <p>(イ) 標準入力法等 次の a から g までに掲げる住宅</p>
--	--	---	--	--	---

5	【略】	【略】	【略】			部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ a から g までに定める額 a 300平方メートル未満 201,000円 b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 256,000円 c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 325,000円 d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 464,000円 e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 572,000円 f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 676,000円 g 25,000平方メートル以上 771,000円
6	建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次の(1)又は(2)に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 (1) 住宅部分 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 適合証、認定通知書等、建設住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付される場合 4の項(1)アに定める額 イ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 性能基準 次の a 又は b に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める額 a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a) 200平方メートル未満 31,000円 (b) 200平方メートル以上 34,000円 b 共同住宅等 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a) 300平方メートル未満 61,000円 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000円 (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 174,000円 (d) 5,000平方メートル以上 249,000円 (イ) モデル住宅法、フロア入力法又は仕様基準 次の a 又は b に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める額 a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a) 200平方メートル未満 16,000円 (b) 200平方メートル以上 17,000円 b 共同住宅等 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a) 300平方メートル未満 29,000円			
5	【略】	【略】	【略】			
6	建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次の(1)又は(2)に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 (1) 住宅部分 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 適合証、認定通知書等、建設住宅性能評価書又はこれらに相当すると認められるものが添付される場合 4の項(1)アに定める額(共同住宅等の住戸に係る額を除く。) イ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 性能基準 次の a 又は b に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める額 a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額 (a) 200平方メートル未満 31,000円 (b) 200平方メートル以上 34,000円 b 共同住宅等 次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額 (a) 300平方メートル未満 61,000円 (b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000円 (c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル			



1.2 性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

1.3 モデル住宅法及びフロア入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

**【削る】**

1.4 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。

1.5 適合判定通知書とは、建築物省エネ法第12条第6項の適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをいう。

1.6 建築物が、住宅部分及び住宅部分以外の部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

1.7 4の項において、建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請\_\_\_\_  
\_\_\_\_当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。

1.8 4の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

1.9 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同令第14条第2項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、4の項金額の欄第1号ア(イ)及びイ(ア) bの額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

2.0 5の項において、建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項又は同表3の項に規定する金額を加算する。

2.1 5の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

2.2 5の項において、認定を受けた計画について他の建築物を追加する変更をする場合の手数料の額は、当該他の建築物に係る4の項に掲げるそれぞれの区分に応じた額を合計した額とする。

2.3 前2項に定める場合のいずれにも該当する場合の手数料の額は、当該それぞれに定められた額を合計した額とする。

2.4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同令第5条第3項の規定による基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、6の項金額の欄第1号イ(ア) b及び(イ) bの規定による額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

1.0 性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

1.1 モデル住宅法\_\_\_\_\_とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいう。

1.2 フロア入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。

1.3 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。

1.4 適合判定通知書とは、建築物省エネ法第12条第6項の適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをいう。

1.5 建築物が、住宅部分及び住宅部分以外の部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

1.6 4の項において、建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請(建築物又は申請戸数が2以上のものを含む。この項及び第19項において同じ。)当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。

1.7 4の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

1.8 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第12条第2項の規定による誘導基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、4の項金額の欄第1号ア(イ)及びイ(イ)の額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

1.9 5の項において、建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項又は同表3の項に規定する金額を加算する。

2.0 5の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

2.1 5の項において、認定を受けた計画について他の建築物を追加する変更をする場合の手数料の額は、当該他の建築物に係る4の項に掲げるそれぞれの区分に応じた額を合計した額とする。

2.2 前2項に定める場合のいずれにも該当する場合の手数料の額は、当該それぞれに定められた額を合計した額とする。

2.3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項の規定による設計一次エネルギー消費量の計算及び同省令第5条第3項の規定による基準一次エネルギー消費量の計算につき共用部分に係る数値を加えない方法が採られた申請である場合は、6の項金額の欄第1号イ(ア) b及び(イ) bの規定による額の算定において当該共用部分の面積を控除する。

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第1の改正規定 令和5年4月1日
  - (2) 第2条第3号の改正規定及び別表第3の改正規定 令和5年5月26日
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制に関する許可の申請に係る手数料については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、同項の経過措置期間中は、なお従前の例による。